

生活保護費の基準見直し(引き下げ)に伴う影響について

(経過)

1. 平成25年度政府予算が5月15日に成立し、8月から生活保護費の基準見直し(引き下げ)が行われることとなった。
 - ① 生活保護法の改正(生活保護からの早期脱却の促進等:平成26年4月施行予定)
 - ② 生活困窮者自立支援法の制定(生活保護に至らないための総合的支援:平成27年4月施行予定)と並んで、生活保護費の基準見直しが行われた。

(見直しの内容)

1. 前回見直し(平成20年)以降の物価の動向を反映。
2. 生活保護費のうち約35%を占める生活扶助の基準を平均6.5%引き下げる。
3. 激変緩和として、3カ年かけて段階的に実施する。
4. 国の資料の例では、都市部に住む40代夫婦と小・中学生2人の4人世帯では、生活扶助の基準額22万2千円について、本年8月の見直しで月額約7千円引き下げ、3年後の平成27年度には約2万円の引き下げとなる。

(他制度への影響)

政府は、生活扶助基準の見直しに伴い、他制度にできるだけ影響が及ばないようにする方針を全閣僚で確認しているとして、全国の会議や通知で以下の方針を示した。(別添資料)

(1) 個人住民税の非課税限度額について

(ア) 25年度は影響なし。(前年の生活扶助基準を参照しているため。)

(イ) 26年度以降の税制改正で対応。

(2) 国の制度で直接影響が及ぶものについて

(ア) 就学援助、保育料の免除、児童養護施設等の運営費等、できる限り影響が及ばないように対応。

(イ) ただし、中国残留邦人への給付等、生活保護と同様の給付制度については、引き下げる。

(3) 自治体の独自制度について

国の取組を説明(5月20日全国係長会議)し、各自治体での対応を依頼する。(5月16日通知)

(本県の対応状況)

1. 国の取扱方針を周知する通知等を庁内各所属および各市町民生部局へ発出。
2. 各所属における県の独自制度で影響を受けるものについて、事業概要、対応方針等について調査。(別添資料)
3. 生活保護基準を参照している県の独自制度で、国の基本方針に沿って、影響が及ばないように対応する方針のもの(6事業)、うち条例改正を伴うもの(教育委員会1事業)、適用事例のないもの(4事業)。

なお、住民税非課税限度額を参照している事業の数は、5事業で、今年度、影響は及ばない。

生活扶助基準の見直しに伴い他制度に生じる影響について(対応方針)

別添

1. 個人住民税の非課税限度額等

(医療保険等の自己負担限度額の軽減など、非課税限度額を参照しているものを含む)

- ➡ ○ 25年度は影響は無い。
- 26年度以降の税制改正において対応。
- 非課税限度額を参照しているものは、26年度以降の税制改正を踏まえて対応。

2. その他生活扶助基準の見直しに直接影響を受け得る国の制度

- ➡ ① 生活扶助基準の見直しに伴う他の制度への影響については、それぞれの制度の趣旨や目的、実態を十分考慮しながら、できる限りその影響が及ばないように対応することを基本的考え方とする。(就学援助、保育料の免除、児童養護施設等の運営費等)
- ② ただし、生活保護と同様の給付を行っているような制度については、生活保護の基準の例により給付を行う。(中国残留邦人への給付等)

3. 地方単独事業

(例: 準要保護者に対する就学援助)

- ➡ ○ 国の取組を説明の上、その趣旨を理解した上で各自治体において判断して頂くよう依頼

生活保護基準の見直しに伴い見直しを実施する国の制度について

①生活保護基準を参照しているもの

平成25年度の国の対応の例

対象者等の設定に当たり生活保護受給者を参照しているもの

例)小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業、養育医療給付事業、結核児童療育給付事業
就学援助制度における学用品費等の支給、個人住民税の非課税限度額 など

<小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業、養育医療給付事業、結核児童療育給付事業>
・生活扶助基準の見直しにより保護廃止となる者について、市町村民税非課税世帯のうち、特に困窮していると市町村が認めた世帯については、自己負担を無料とする取扱いができるようにすることにより、生活保護基準見直しによる影響が及ばないようにする

金額の設定に当たり生活保護基準を参照しているもの

例)児童保護費等負担金等(児童養護施設等の運営費) 戦傷病者特別援護法 等

<就学援助制度における学用品>
・25年度当初に要保護者として就学支援を受けていた者で、引き続き、特に困窮していると市町村が認めた世帯については、要保護者としての国庫補助申請を認める取扱い

<児童保護費等負担金等>
・「一般生活費」、「日用品費」、「児童用探暖費」及び「期末一時扶助費」については、これまで準拠していた「標準世帯」の設定が行われなくなったことなどを踏まえ、据え置く

<戦傷病者特別援護法に基づく療養手当>
・従来、生活保護基準のスライド率を用いて改定してきたが、受給者の状況に配慮し、据え置く

②住民税非課税限度額を参照しているもの

対象者等の設定に当たり住民税非課税世帯等を参照しているもの

例)介護保険料の段階区分、医療保険等の自己負担限度額等

平成25年度については影響はなく、平成26年度以降の税制改正の議論を踏まえて対応を検討

金額の設定に当たり住民税非課税限度額を参照しているもの

例)国民年金保険料の申請免除

平成25年度については影響はなく、平成26年度以降の税制改正の議論を踏まえて対応を検討

生活扶助基準の見直しの影響を受ける国の制度

(①できる限り影響が及ばないよう対応するもの)			平成25年度の対応					
			生活保護	住民税非	配慮	住民税関係	給付額据置く	連動し引下げ
厚生労働省	1	保育所の保育料の免除に係る階層区分	*	*	○	○		
	2	児童保護費等負担金等(一般生活費、日用品費、児童用探暖費、期末一時扶助費)	*				○	
	3	小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業	*	*	○	○		
	4	養育医療給付事業	*	*	○	○		
	5	結核児童療育給付事業	*	*	○	○		
	6	病児・病後児保育の利用料の免除	*	*	○	○		
	7	児童入所施設措置の徴収金	*	*	○	○		
	8	障害児入所支援の措置	*	*	○	○		
	9	養護老人ホームへの入所措置	*	*	○	○		
	10	介護保険の社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度	*	*	○	○		
	11	要保護世帯向け不動産担保型生活資金における1ヶ月の貸付上限額	*				○	
	12	介護福祉士等修学資金貸付事業等における生活費加算	*				○	
	13	戦傷病者特別援護法に基づく療養手当	*				○	
	14	国民年金保険料の免除	*		○			
	15	国民健康保険や後期高齢者医療制度の適用除外	*		○			
	16	国民健康保険・後期高齢者医療制度における一部負担金の減免に対する財政支援	*		○			
	17	介護保険料や高額介護サービス費等の段階区分	*	*	○	○		
	18	自立支援医療の負担上限月額等の段階区分	*	*	○	○		
文部科学省	19	就学援助制度における学用品費等の支給	*		○			
	20	特別支援教育就学奨励費	*				○	
	21	幼稚園就園奨励費補助	*	*	○	○		
	22	私立高等学校等授業料等減免	*		○			
総務省	23	受信機器購入等支援事業	*		○			
法務省	24	民事法律扶助の立替金の償還の免除・猶予	*		○			
公営等調整委員会	25	公営等調整委員会に調停等を申請等する際の手数料の免除	*					○ 該当者なし
国土交通省	26	独立行政法人自動車事故対策機構による生活資金の貸付け	*	*	○	○		
	27	住宅防音工事補助	*		○			
	28	生活保護等世帯空気調和機器稼働費補助金交付	*		○			
内閣府	29	遅延損害金の免除	*		○			
防衛省	30	住宅防音事業(空気調和機器機能復旧工事)	*		○			
	31	空気調和機器稼働事業	*		○			

(②生活保護と同様の給付を行っており、生活保護の基準の例により給付を行うもの)

厚生労働省	a	中国残留邦人等に対する支援給付	*					○
	b	国立ハンセン病療養所等入所者家族生活援護費	*					○
	c	ハンセン病療養所非入所者給与金(援護加算分)	*					○

(参考)

上表の「配慮」の例

21	幼稚園就園奨励費補助	生活保護基準の見直しによる影響を受けまいよう、25年度当初に第一階層(生活保護世帯)であった者で、引き続き、特に困窮していると市町村が認めた世帯については、第一階層としての国庫補助申請を認める取扱いとする。
----	------------	---

上表の「給付額据置く」の例

12	介護福祉士等修学資金貸付事業等における生活費加算	生活保護基準の見直しによる影響を受けまいよう、据え置くこととし、今後の改定の在り方については、速やかに検討を行い、その結果を踏まえて対応する。
----	--------------------------	---

上表の「連動し引下げ」の例

a	中国残留邦人等に対する支援給付	残留邦人の置かれた特別の事情にかんがみ、生活保護と同様の給付を行っているものであり、引き続き、生活保護の基準の例により給付を実施。
---	-----------------	---

県単独事業のうち生活保護基準や住民税により対象者等を区分している事業

H25. 6. 21

所管課	連番	事業名	生活保護	住民税非	事業概要	今後の対応方針
総務課	1	滋賀県私立高等学校特別修学補助金		○	県内の私立高等学校に在籍している生徒を対象とし、生徒保護者等の市町村民税の課税区分に応じて補助単価を設定。	税制改正を踏まえて対応。
	2	滋賀県地域改善対策専修学校等修学奨励資金貸与事業	○		返還債務免除の審査に用いる判定基準額に生活保護基準額を用いている。	基準額の引き下げの影響を受けないよう、規則を改正する方針。
税政課	3	不動産取得税の減免	○		被保護者は減免する。	適用事例なし。 対象者が生じた場合は従前どおり取り扱う。
	4	個人事業税の減免	○		被保護者等は減免する。	
	5	狩猟税の減免	○		被保護者は減免する。	
医療福祉推進課	6	老人福祉医療制度		○	世帯員全員が市町村民税非課税の場合に65歳から69歳の老人に対し医療費の助成を行う。	税制改正を踏まえて対応。
障害福祉課	7	重度心身障害者(児)福祉医療費助成事業 重度心身障害老人福祉医療費助成事業		○	重度心身障害者(児)および重度心身障害老人福祉医療について、世帯が市町村民税非課税である場合は、自己負担金を適用しない。	税制改正を踏まえて対応。
	8	滋賀県心身障害者扶養共済制度	○	○	被保護者または世帯が市町村民税非課税の場合は掛金を減額または免除する。	基準引き下げの影響を受けないよう、制度運営で対応する。
子ども青少年局	9	ひとり親家庭等医療給付事業		○	父子家庭、母子家庭およびひとり暮らし寡婦福祉医療について、世帯が市町村民税非課税である場合は、自己負担金を適用しない。	税制改正を踏まえて対応。
労働雇用政策課	10	高等技術専門校運営費	○		被保護者など特別の事情があると認める者に対して受講料を減免する。	基準引き下げの影響を受けないよう、制度運用のなかで対応する。
教育総務課	11	県立高等学校における授業料の減免	○		被保護者は全額免除、また生活困窮者は生活保護基準を参考にした判定基準により全額免除もしくは半額免除する。	現在、高等学校の授業料は無償のため影響なし。
学校教育課	12	高校奨学資金貸付事業	○		貸与の要件は被保護世帯、または前年の収入が生活保護基準の1.7倍以下であるものを対象としている。	基準引き下げの影響を受けないよう、条例を改正する。(6月議会上程)
	13	滋賀県高等学校等定時制課程および通信制課程修学奨励金貸付事業	○		対象者の経済的な要件は、生活保護基準の1.5倍程度の基準額を設定している。	基準引き下げの影響を受けないよう、引き続き改定前の基準を使用する。
	14	滋賀県高等学校等定時制課程教科書および通信制課程教科書学習書購入費交付金	○		対象者の経済的な要件は、生活保護基準の1.5倍程度の基準額を設定している。	基準引き下げの影響を受けないよう、引き続き改定前の基準を使用する。
			10	5		